明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務八二）　一
○無線設備規則の一部を改正する省令（同八三）　二
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（同八四）　二
〔告　示〕
○二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件（総務三〇七）　三
〔人事異動〕
防衛省　四
〔公　告〕
諸事項　四
官庁
押収物還付関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人都市再生機構関係　一〇
地方公共団体
公債抽せん・償還（東京都区）、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一一

省令

○総務省令第八十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十三条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十五日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（一七〇MHzを超え二〇二・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備

第四十一条の二の六第一号(1)中「（通信の相手方の送信を制御するものを除く。）」を削り、同号(2)中「であつて、いずれも通信の相手方から送信を制御されるもの」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十五日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十八　時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の三十）」を「第四節の二十八　時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の三十）　第四節の二十九　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十一）」に改める。

第十四条第一項の表六の項送信設備の欄を次のように改める。

六　次に掲げる送信設備 ㈠　一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の三十一において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。） ㈡　四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）	